

[事案 2024-199] 契約解除撤回請求

・令和7年12月4日 和解成立

<事案の概要>

募集人による告知妨害・不告知教唆を理由に、契約解除の撤回を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和5年6月より転移性骨腫瘍で入院したため、令和4年8月に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除された。しかし、契約時の告知の際、募集人にリュウマチ薬の服用を伝えたところ、飲んでいない方に丸を付けさせられ、告知妨害・不告知教唆を受けたことから、解除を撤回して給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

申立人の告知義務違反は客観的証拠によって認定でき、募集人による告知妨害・不告知教唆は認められないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。